

平成三十年四月二十四日提出  
質問第二五一号

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推  
薦候補選定に関する質問主意書

提出者 逢坂誠二

北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推

薦候補選定に関する質問主意書

我が国は、一九九二年、ユネスコの世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約を締結し、我が国から初めて、「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」が文化遺産として、「白神山地」、「屋久島」が自然遺産として、世界遺産の一覧表に記載された。

これまで世界遺産に登録された事例を見ると、観光地としての価値が高まるなど、地域の活性化につながるものが多く、一定の経済効果が期待できる。このため、世界遺産登録の候補を持つ地域、自治体では、積極的な取り組みが行われている。

この中で、世界遺産登録の前段階として、暫定一覧表への掲載が重要になってくる。世界遺産登録への候補を持つ地域、自治体では、暫定一覧表に掲載されるために積極的な取り組みが行われ、暫定一覧表に掲載されているものの一つである、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」（以下「本件遺跡」という。）は、「我が国の暫定一覧表記載文化遺産」として文化庁のホームページにも記載されている。現在、我が国の暫定一覧表記載文化遺産は八件である。

この中で、本件遺跡については、世界遺産登録を目指して、現在、北海道・青森県・岩手県・秋田県の四道県において、本年度も文化庁から推薦を受けるべく作業が進められているものと承知している。

これらのことを踏まえ、以下質問する。

一 本件遺跡の世界文化遺産登録のための作業は、平成三十年三月末に終了し、その後、文化庁において他の案件とともに推薦の可否についての議論が始まるものと承知している。本件遺跡の世界遺産登録推薦に向けた今後の大まかな日程はどのようなものか。

二 暫定一覧表に記載されたもので、実際に世界遺産登録を受けたものの割合はどの程度か。直近の状況について教示されたい。

三 暫定一覧表に記載されたもので、実際に世界遺産登録を受けたものの、平均的な暫定一覧表における記載期間はどの程度か。すなわち、暫定一覧表に記載されたのち、実際に世界遺産登録を受けるまでの平均期間はどの程度か。政府の見解如何。

四 本件遺跡は、我が国に稲作農耕が伝わり、弥生文化が本州に広まった後も、北海道においては、狩猟、漁労、採集による続縄文文化が展開し、自然への畏敬や共生の思想など、命ある全てのものを尊重する精

神文化が脈々と引き継がれ、今日のアイヌ文化に繋がるなど、極めて意義のあるものである。本件遺跡はまさに世界遺産に相応しいもので、平成三十年度の文化審議会での世界遺産登録への推薦候補の一つとして選定されるべきと考えるが、政府の見解如何。

右質問する。